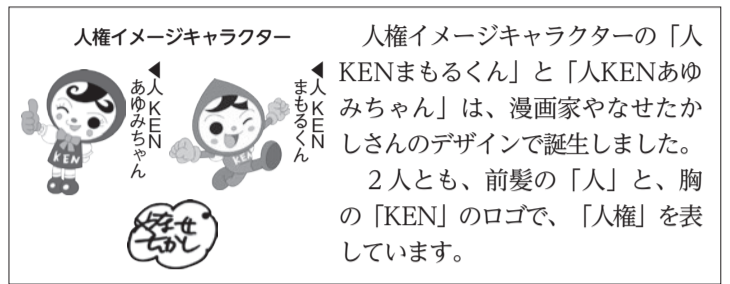


# みんなで築こう人権の世紀 考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

「人権の世紀」といわれる21世紀に入り、15年以上が経過しました。しかし、いまだにいじめや体罰などの子どもに関する問題や、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害の問題、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会的な関心を集めています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、誰もが安心して生活できる社会を築き、次世代に継承していかなければなりません。法務省では、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくために重点目標を定め、今後も啓発活動を展開します。お問い合わせは健康福祉課☎483-1151へ



## 人権擁護の強調事項

人権とは、「人間が人間らしく生きる権利」のことです。法務省では、その時の社会情勢や人権侵犯事件などをもとに、人権擁護の啓発活動の強調事項を定めて、啓発活動を行っています。現在の強調事項は、次のとおりです。



- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題に対する偏見や差別をなくそう
- (6) アイヌの人々に対する理解を深めよう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 同性愛者など性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 強制労働などの人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

## 一人で悩まないで まずは相談しましょう

「人権侵害を受けている」、「人権問題に関わるのでは」と思ったときは、お気軽にご相談ください。

### ■市役所の人権・悩みごと相談

毎月第2木曜日午後1時～4時に市役所第3相談室で人権擁護委員2人が相談に応じます（6月と12月は日時、場所が異なります）。

人権相談の日は、毎月広報やちよ1日号の6ページ「相談案内」に掲載しています。お問い合わせは、健康福祉課☎483-1151へ。



### ■電話でも相談できます

- ・全国共通人権相談ダイヤル☎0570-003-110
  - ・子どもの人権110番☎0120-007-110
  - ・女性の人権ホットライン☎0570-070-810
  - ・千葉地方務局船橋支局☎047-431-3681
- ※いずれも祝日を除く月曜～金曜日午前8時30分から午後5時15分まで

### ■人権擁護委員は身近な相談相手

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権についての正しい考えを広めるとともに、私たちの人権が侵されないように見守り、人権侵害が起きた場合には、被害者の救済を図ります。身近な相談相手として、生活の安全、児童の虐待やドメスティックバイオレンス、差別や学校でのいじめなど、皆さんの人権に関する相談にも応じています。

## ◆人権擁護委員

林 眞晟	須堯 福美	平倉 英輔
望月 利男	木村 恵子	豊田 正昭
豊田 徳子	周郷 文雄	三橋 洋子

この特集のお問い合わせは  
健康福祉課☎483-1151へ

## 夜間・休日の急病診療は 当番医を利用しましょう

夜間や休日の急病時でも安心して医療が受けられるように、市では夜間・休日の急病診療当番医を指定し、急病者の受け入れ体制を敷いています。その日の当番医は、6～7ページのテレホン案内または市ホームページで確認できます。

また、当番医で対応が困難な重症患者には、八千代医療センターが連携し対応しています。なお、八千代医療センターの夜間・休日の時間外に受診した人には、入院を要する重症患者などを除き、診療費とは別に時間外選定療養費5,400円がかかります。軽症の場合には当番医を利用してください。（市が夜間急病診療当番医として同センターを指定している日に受診した人、やちよ夜間小児急病センターを受診した人はかかりません）

地域医療を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※八千代医療センターは車の駐車台数に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。（健康福祉課）

## ダンボールは正しく出してください

ダンボールを出すときは、必ずたたんでひもで十字に縛って出してください。箱のまま出したり、資源物以外のものが混ざっていると、リサイクルをする過

程で処理の妨げになってしまいます。

資源物を出すときは、市のホームページやごみの分け方の冊子をもう一度確認してから出しましょう。ごみの適正な分別・減量にご協力をお願いします。

コース	該当地域	指定袋使用		資源物		コース	該当地域	不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック
		不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック						
12月の資源物・ごみ収集日 平日9時～16時30分(祝日を除く) 粗大ごみ受付専用電話 047(483)4506 (収集依頼受付・要予約)	大和田(成田街道南側)、萱田町(成田街道南側)、村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)、大和田新田(県道幕張八千代線より東側)、高津(県道幕張八千代線より東側)	6(火) 20(火)	月・水・金 23日は休み	木	土 31日は休み	9	萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、村上(成田街道北側で新川西側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	1(木) 15(木)	月・水・金 23日は休み	火	土 31日は休み
	2 八千代台北	13(火) 27(火)	月・水・金 23日は休み	木	土 31日は休み	10	高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東、大和田新田(100・200番台の成田街道南側かつ、県道幕張八千代線より西側)	8(木) 22(木)	月・水・金 23日は休み	火	土 31日は休み
	3 八千代台西、八千代台南	6(火) 20(火)				11	高津団地、大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	1(木) 15(木)			
	4 八千代台東	13(火) 27(火)				12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目	8(木) 22(木)			
	5 上高野	7(水) 21(水)				13	勝田台	2(金) 16(金)			
	6 村上団地	14(水) 28(水)	火・木・土 31日は休み	金 23日は収集あり	月	14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)	9(金) 23(祝)は休み	火・木・土 31日は休み	水	月
	7 村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北	7(水) 21(水)				15	大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、萱田町(500番台の東葉高速線北側)	2(金) 16(金)			
	8 神野、下高野、堀ノ内、保保、米本団地、米本	14(水) 28(水)				16	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納	9(金) 23(祝)は休み			

◆お問い合わせは、クリーン推進課☎(483)1151または清掃センター☎(483)4521へ